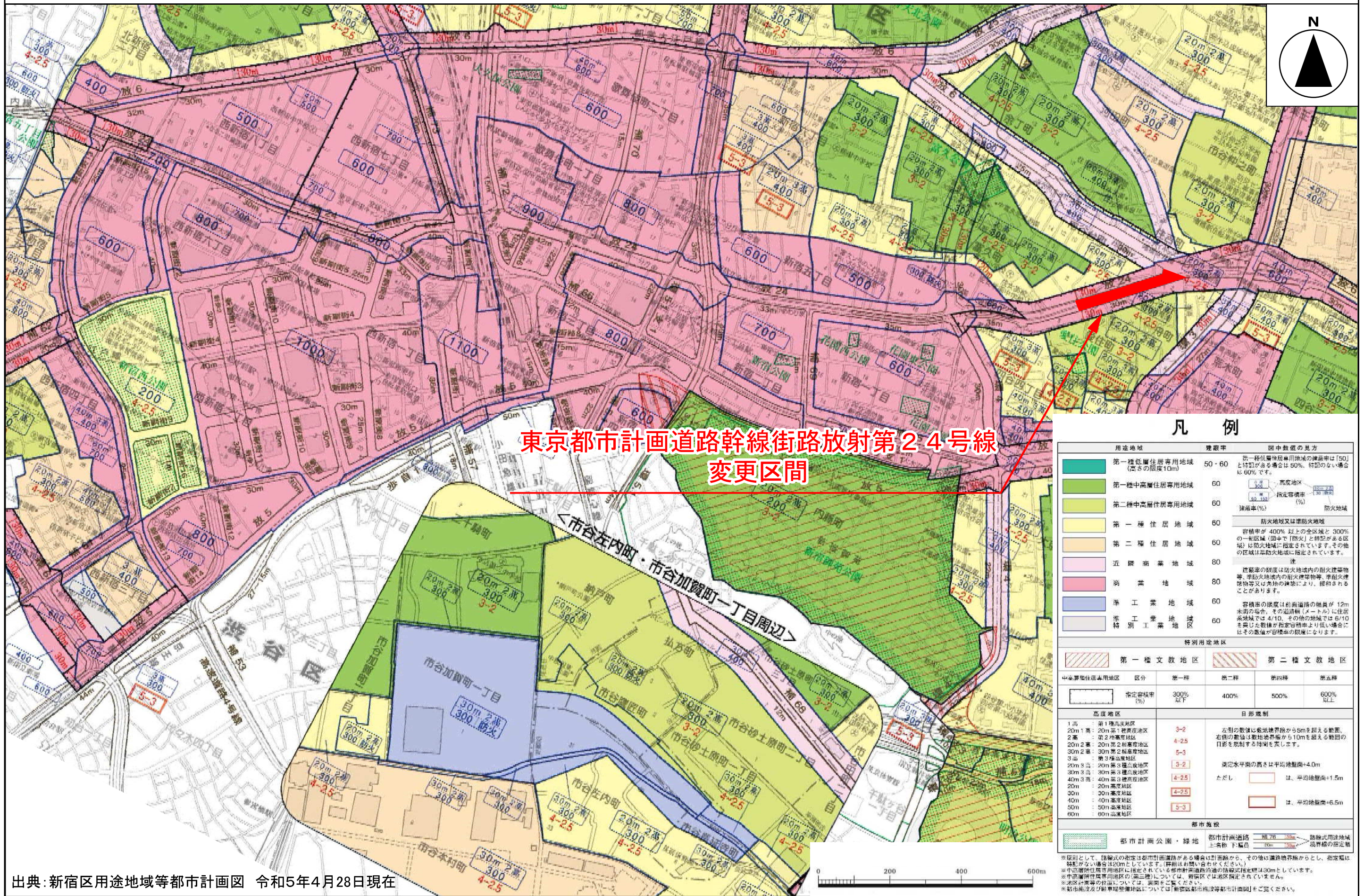


# 東京都市計画道路幹線街路放射第24号線 総括図

[東京都決定]



東京都市計画道路幹線街路放射第24号線  
変更区間

## 凡例

用途地域	建ぺ率	図中数値の見方	
第一種低層住居専用地域 (高さの限度10m)	50・60	第一種住居専用用途地域の建ぺ率は「50」と付記がある場合は50%、付記のない場合は60%です。	
第一種中高層住居専用地域	60	高度地区 指定容積率 (容積率)	
第二種中高層住居専用地域	80	防火地域又は準防火地域	
第一種住居地域	60	容積率が400%以上の全区域と300%の一般区域(図中で「防火」と付記がある区域)は防火地域に指定されています。その他の区域は準防火地域に指定されています。	
第二種住居地域	60	注 建ぺ率の限度は防火地域内の耐火建築物等、準防火地域内の耐火建築物等、準耐火建築物又は角地の建築により、緩和されることがあります。	
近隣商業地域	80	容積率の限度は前面道路の幅員が12m未満の場合は、その道路幅(メートル)に住居系地域では4/10、その他の地域では6/10を算じた数値が指定容積率より低い場合にはその数値が容積率の限度になります。	
商業地域	80		
準工業地域	60		
準工業地域	60		
特別工業地域	60		
特別用途地区			
第一種文教地区		第二種文教地区	
中央部住居系用途地区 区分			
第一種	第二種	第三種	第五種
指定容積率 (%)	300%以下	400%	500% 600%以上
高度地区			
1高	第一種高度地区	3-2	日影規制 左側の数値は敷地境界線から5mを超える範囲、右側の数値は敷地境界線から10mを超える範囲の日影を規制する時間を表します。 測定水平面の高さは平均地盤面+4.0m ただし、 は、平均地盤面+1.5m は、平均地盤面+6.5m
2高	第二種高度地区	4-2.5	
3高	第三種高度地区	5-3	
4高	第四種高度地区	3-2	
5高	第五種高度地区	4-2.5	
6高	第六種高度地区	4-2.5	
7高	第七種高度地区	5-3	
都市施設			
都市計画公園・緑地	都市計画道路 上:橋下:幅員	道路式用途地域 境界線の指定幅	